

お知らせコーナー

10月7日(月)～13日(日)は「行政相談週間」です

総務大臣委嘱の行政相談委員が、次の行政相談所を開設します。毎日の暮らしの中、国・府・市の仕事などで相談ごとがありましたら、お気軽にご利用ください。

日時／10月20日(日) 10:00～12:00

(区民フェスティバル開催時)

場所／長居公園自由広場(区民フェスティバルブース内)

【行政相談委員】乾敦子、河合一明、市川利通

「相続・登記・税金・年金・住宅など行政なんでも相談所」を開設します。専門の担当者が出席し、ご相談に応じます。お気軽にお越しください。

日時／10月11日(金) 10:00～16:00 **無料** **先着順**

(受付は15:30まで)

場所／中央区民センター ホール

(中央区久太郎町1-2-27)

【出席機関】近畿総合通信局、大阪法務局、大阪労働局、大阪府、大阪市、日本年金機構、大阪弁護士会、近畿税理士会 など

問合せ近畿管区行政評価局

☎06-6941-8358 FAX06-6941-8988

令和元年10月1日から年金生活者支援給付金制度が始まります

年金生活者支援給付金は、公的年金等の収入や所得額が一定基準額以下の、年金受給者の生活を支援するために、支給されるものです。

受取には請求書の提出が必要です。ご案内や事務手続きは、日本年金機構(年金事務所)が実施します。

■対象となる方

▶老齢基礎年金を受給している方

以下の要件をすべて満たしている必要があります。

- ・65歳以上である
- ・世帯員全員が市町村民税が非課税となっている
- ・年金収入額とその他所得額の合計が約88万円以下である

▶障がい基礎年金・遺族基礎年金を受給している方

以下の要件を満たしている必要があります。

- ・前年の所得額が約462万円以下である

■請求手続き

①平成31年4月1日以前から年金を受給している方

対象となる方には、日本年金機構から請求手続きのご案内が9月から順次届いています。同封のハガキ(年金生活者支援給付金請求書)を記入し提出してください。

②平成31年4月2日以降に年金を受給しはじめた方

年金の請求手続きを行う際に、併せて給付金の請求手続きをしてください。

■日本年金機構や厚生労働省を装った不審な電話や案内にご注意ください。

日本年金機構や厚生労働省から、口座番号をお聞きしたり、手数料などの金銭を求めることはありません。

問合せ給付金専用ダイヤル(ナビダイヤル)

☎0570-05-4092※

FAX06-6797-6638(平野年金事務所)

※月8:30～19:00 火～金8:30～17:15

第2土9:30～16:00

地域における要援護者の見守りネットワーク強化事業にご協力をお願いします

見守り相談室では行政が保有する要援護者の情報をもとに要援護者名簿の整備に向けた同意確認を行っています。整備した名簿は区役所が認めた地域団体等へ提供し、日頃の見守り活動や災害時の助け合いのために使用されます。今年度も対象となる方に同意書を送付しています。期日までに返送がない場合は、担当者が訪問し同意確認を行いますので同意書が届いた方は返信にご協力をお願いします。

※この取組みは大阪市が東住吉区社会福祉協議会に委託して実施しています。

問合せ東住吉区社会福祉協議会 見守り相談室

☎06-6622-9060 FAX06-6622-8973



10月は、「犬・猫を正しく飼う運動」強調月間です

犬・猫が多くの人々に愛され人間社会で共生できるように、次のことを守り、適正飼養に努めましょう。

- ふん、尿はできるだけ自宅でさせたと、散歩に出かけるようにしつけましょう。散歩中に排泄した場合には、飼い主が責任をもって後始末をしましょう。
- 吠え癖がつかないようにしつけましょう。
- 公共の場での散歩はリードを外さず、しっかり愛犬を制御しましょう。
- 所有者がわかるように名札などを着けましょう。
- 生まれてくる動物を育てる見込みがなければ不妊・去勢手術を実施しましょう。
- 犬は、登録と狂犬病予防注射の接種(年1回)を必ず受けましょう。

*登録や注射済票の交付記録がない場合は、お電話またはご自宅訪問により確認させていただくことがありますので、予めご了承ください。

- 愛情と責任を持って、最後まで飼いましょう。(犬・猫を捨てることは犯罪です)
- 野良猫にエサを与える場合は、周りの理解を得たうえで、不妊・去勢手術の実施やエサやフン尿の後始末をするなど、周りに迷惑をかけないよう適切に世話をしましょう。大阪市では、地域の合意と協力のもと、不妊去勢手術を行い、一代限りの猫として地域の皆さんが適正に管理していく「街ねこ」活動のお手伝いをしています。



問合せ保健福祉課(生活環境)1階15番 ☎06-4399-9973

障がい者医療証、子ども医療証、ひとり親家庭医療証を更新します

障がい者医療証はオレンジ色→うぐいす色へ、ひとり親家庭医療証は桃色→あざぎ色へ変わります。(子ども医療証は色の変更はありません。)資格要件を満たす方には、10月下旬に新しい医療証をお送りします。お持ちの医療証は11月1日から使えなくなりますので、10月末までに新しい医療証が届かない場合はご連絡ください。

※子ども医療証については、有効期限が令和元年10月31日までの方が更新対象です。それ以外の方は引き続きご利用ください。

問合せ保健福祉課(福祉)2階28番 ☎06-4399-9857



国民健康保険被保険者証を更新します

11月1日に国民健康保険被保険者証(以下、「保険証」という)を更新するため、新しい保険証(緑色)を10月中に区役所から転送不要の簡易書留郵便で送付します。

簡易書留郵便はポストには投函されませんので、配達時にご不在の場合は、投函された「郵便物等お預かりのお知らせ」に書かれた方法でお受け取りください。また、10月中に届かない場合や、郵便局の保管期限が過ぎた場合、保険証の記載内容に変更がある場合は、「郵便物等お預かりのお知らせ」(お持ちの方)または本人確認資料、今お持ちの保険証、印かんを持って、窓口サービス課(保険年金)までお越しください。

なお、10月31日までに75歳になられる方には、すでに後期高齢者医療制度被保険者証を送付しています。

問合せ窓口サービス課(保険年金)2階25番

☎06-4399-9956

市民向け無料相談

ご利用は市内在住の方に限ります

相談名	日時	申込方法、場所など	予約・問合せ
弁護士による法律相談※1 予約要	10月1日・8日・15日・23日 11月5日 13:00～17:00 (最終時間枠は16:30～)	場所 ／区役所 5階53番窓口 申込方法 ／当日9:00から電話で 先着順 に予約受付します。 ★1名(組)30分以内。 ★予約頂けるのは、1枠(30分単位)です。 ※10月23日のみ水曜日に開催します。	政策推進課(広聴広報)5階53番窓口 ☎06-4399-9683 ※電話が混み合い、つながりにくくなる場合があります。
司法書士による法律相談※2 予約要	10月3日・17日、11月7日 13:00～16:00 (最終時間枠は15:30～)	場所 ／区役所 5階53番窓口 先着順	予約は不要です。直接窓口へお越しください。
税務相談※3	10月9日、11月13日 13:00～16:00(受付は15:30まで)		
行政相談※4	10月10日、11月14日 13:00～15:00(受付は14:30まで)	場所 ／北区役所(北区扇町2-1-27) 阿倍野区役所(阿倍野区文の里1-1-40) 定員 ／各会場16組 先着順	10月24日(土)・25日(日) 9:30～12:00 【予約専用】☎06-6208-8805
不動産相談※5	10月16日、11月20日 13:00～16:00(受付は15:00まで)		
就労相談※6	10月11日、11月8日 13:30～16:00(受付は15:30まで)		
行政書士による相続遺言帰化相談※7	10月24日、11月28日 13:00～15:00(受付は14:45まで)	場所 ／大阪国際交流センター内 インフォメーションセンター(天王寺区上本町8-2-6) 定員 ／各回4組	【予約専用】☎06-6772-1127 【問合せ】☎06-4301-7285
日曜法律相談 予約要	10月27日 9:30～13:30		
外国籍住民法律相談 予約要	10月2日 13:00～16:00 10月16日 17:00～20:00 11月6日 13:00～16:00	場所 ／東住吉区役所 対象 ／未成年の子どもがいる父母 定員 ／4名	10月10日 9:00～ 先着順 ☎06-4399-9838
弁護士による「離婚・養育費」に関する専門相談 予約要	10月23日 14:00～16:00	場所 ／区役所 2階28番窓口	保健福祉課(子育て支援)2階28番窓口 ☎06-4399-9838
人権擁護委員による特設人権相談所(お気軽にご相談ください。)	10月18日 13:30～16:00	場所 ／住吉区役所(南住吉3-15-55)、西成区役所(岸里1-5-20) ※東住吉区の方もご相談いただけます	大阪第一人権擁護委員協議会 ☎06-6942-1489 ☎06-6943-7406
花と緑の相談	10月16日(水)、11月20日(水) 14:00～15:30	場所 ／区役所 正面玄関窓口案内横	長居公園事務所 ☎06-6691-7200
ひふみ号による「花と緑の講習会」(草花の寄せ植え)	10月30日 14:00～15:30	場所 ／南百済公園(中野3丁目) 定員 ／30名程度(先着順)	

※1…土地・建物、金銭貸借、相続・遺言、離婚・親権などの相談 ※2…不動産登記、相続登記、成年後見などの相談
※3…一般的な税務相談 ※4…国の行政などへの相談 ※5…不動産に関する一般的な相談
※6…就労に関する助言や情報の提供 ※7…遺言書や遺産分割協議書、内容証明郵便の作成などに関する相談